

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案

概要版

(アーチェリー会場(夢の島公園))

平成28年1月

東京都

－ 目 次 －

1. 2020年東京大会の正式名称	1
2. 2020年東京大会の目的	1
3. 2020年東京大会の概要	2
4. 環境影響評価書の概要	3
4.1 アーチェリー会場（夢の島公園）の概要	3
4.2 アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の内容	4
4.3 アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の策定に至った経過	17
4.4 環境影響評価の項目	18
4.5 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	24

1. 2020年東京大会の正式名称

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京2020パラリンピック競技大会

2. 2020年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

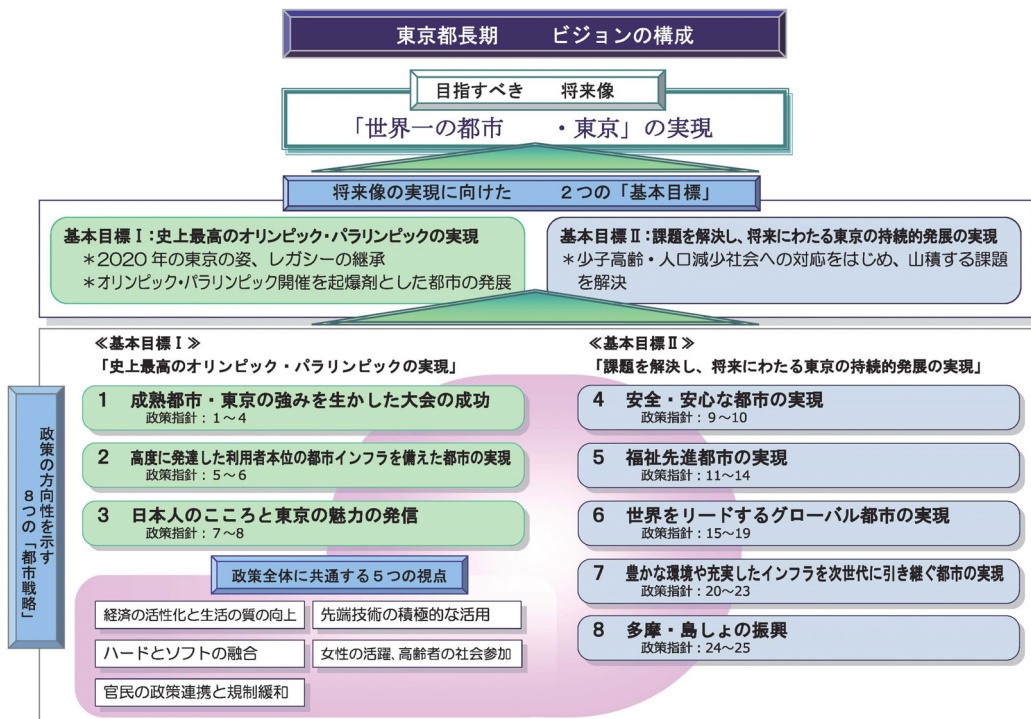


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 環境影響評価書案の概略

4.1 アーチェリー会場（夢の島公園）の概要

アーチェリー会場（夢の島公園）の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

2020 年東京大会では、オリンピック・パラリンピックのアーチェリー会場として利用される計画である（現時点（平成 28 年 1 月）の計画）。

なお、アーチェリー会場は、新設の予選会場及び仮設の決勝会場を整備する計画であるが、仮設の決勝会場については、計画が未定である。また、新設の予選会場については盛土の後、必要に応じて工作物等の設置を行うが、盛土以外の計画は未定である。そのため、本評価書案では新設の予選会場の盛土工事を対象としている。

表 4-1 アーチェリー会場（夢の島公園）の概要

項目	予選会場（新設）	決勝会場（仮設）
競技	オリンピック:アーチェリー パラリンピック:アーチェリー	
所在地	東京都江東区夢の島二丁目	
地域地区	用途地域：第一種住居地域 防火・準防火地域：準防火地域	
工事施工範囲	約 20,000m ²	(未定)
施設用途	スポーツ施設	仮設施設
駐車台数	駐車場は設置しない	仮設施設のため恒設の駐車場は設置しない

【イメージ図】



4.2 アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の内容

4.2.1 位置

評価書案の対象となる予選会場の盛土工事を実施する範囲（以下、「計画地」という。）の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区夢の島二丁目にあり、工事施工範囲は約20,000m²である。

4.2.2 地域の概況

計画地は、夢の島公園に位置しており、園内には陸上競技場、夢の島競技場等のスポーツ施設、スポーツ・文化施設であるBumB 東京スポーツ文化館、熱帯植物館等が存在する。

夢の島公園の南側には、JR京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）及び東京メトロ有楽町線の新木場駅が位置しているほか、夢の島公園と鉄道との間には、首都高速湾岸線及び一般国道357号（湾岸道路）、陸上競技場及び夢の島競技場の間には、臨港道路新砂・夢の島線等の幹線道路が位置している。

平成27年11月1日現在の江東区の人口は約50万人であり、世帯数は約25万世帯である。¹

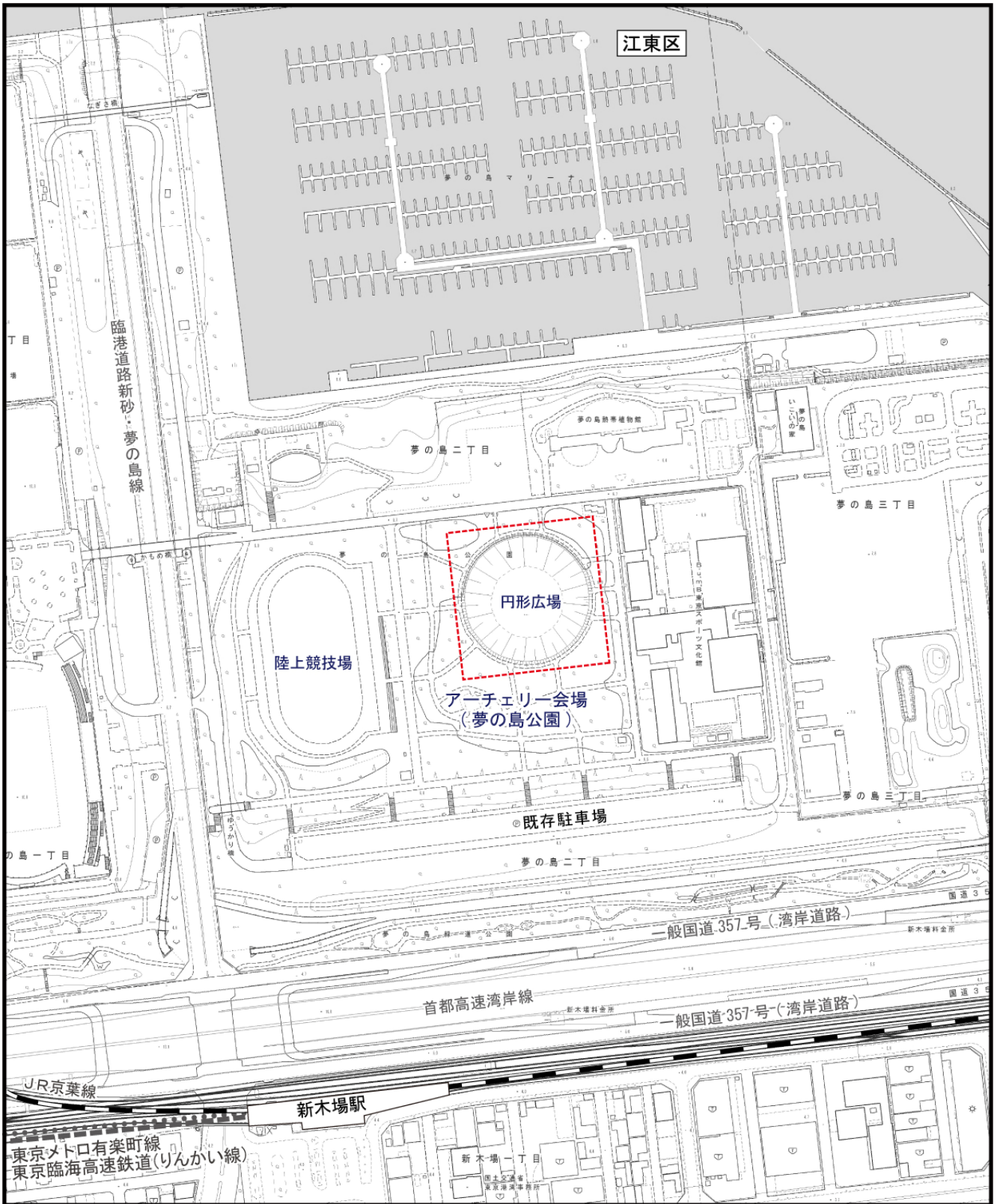
昼間人口は約55万人であり、就労者等の昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区夢の島においては夜間人口が0となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数で見ると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区夢の島二丁目においては教育、学習支援業の事業所が2事業所、教育、学習支援業の従業者数が約40人となっている。³

¹出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成27年11月1日参照 江東区ホームページ）
<https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20151101.pdf>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年11月1日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成24年経済センサス-基礎調査」（平成27年11月1日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001050710&cycode=0>



凡例

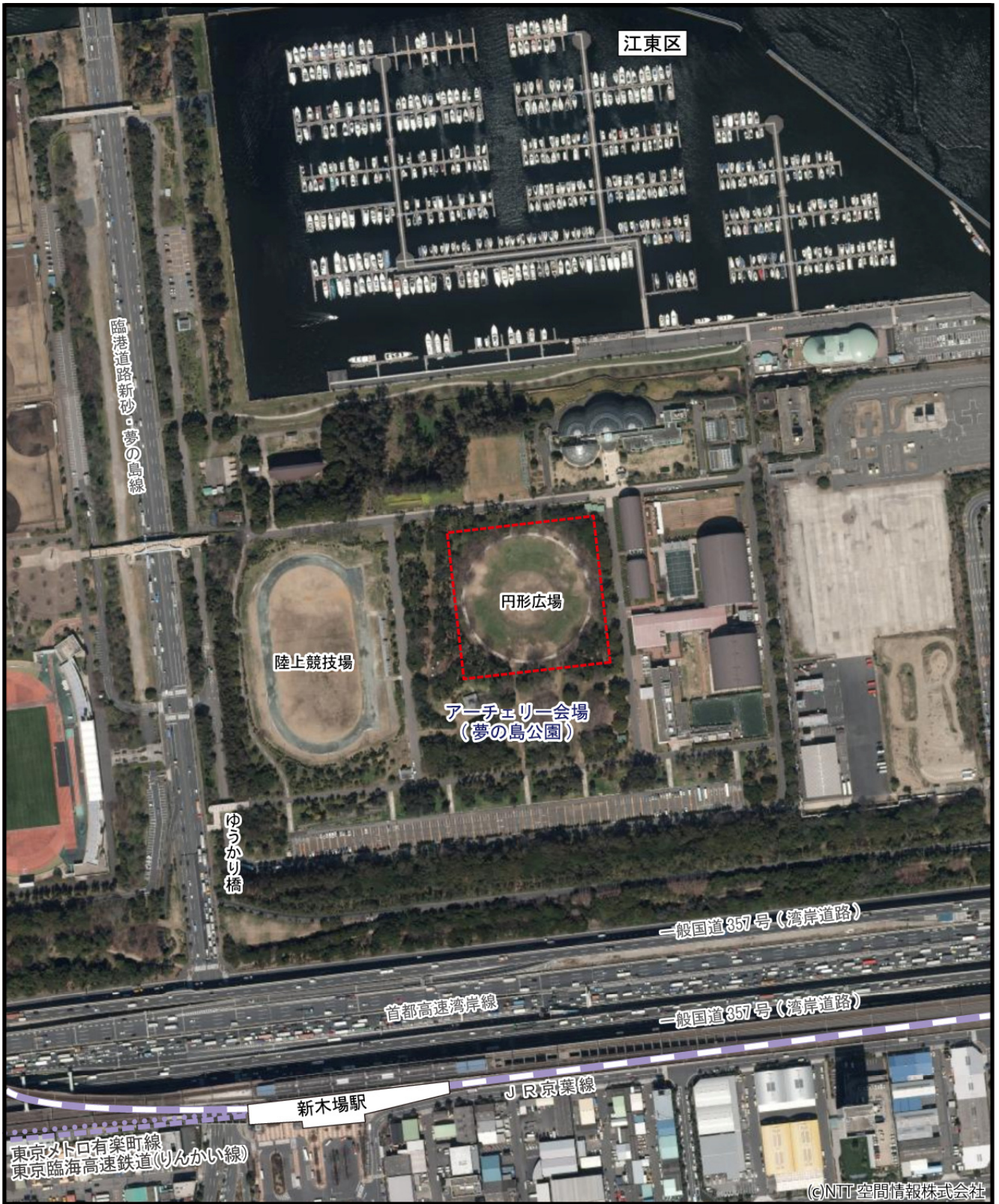
- 計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- 地下鉄



Scale 1:5,000



図 4.2-1 計画地位置図



(c)NIT空間情報株式会社

凡例

- 計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- 地下鉄



Scale 1:5,000



写真 4.2-1
計画地周辺の航空写真

4.2.3 事業の基本構想

(1) 計画の基本方針

計画の基本方針は、以下のとおりである。

- ・アーチェリーを中心に、都民・公園利用者に対し、様々なスポーツの機会を提供していく。
- ・夢の島ユース・プラザ・アリーナA及びBの新設中止と、夢の島競技場で実施予定であった馬術の競技会場を馬事公苑に変更したことから、公園全体で施設配置の変更が可能となったことを受け、公園の緑や利用者への影響に配慮して、配置を計画する。

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

予選会場の配置計画図は、図 4.2-2 に示すとおりである。予選会場は、円形広場に配置する計画である。

決勝会場は、西側に隣接する陸上競技場に配置する計画であるが、詳細については未定である。

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

本事業では、新たな駐車場の整備は行わないため、発生集中交通量は現状と同程度と考えられる。

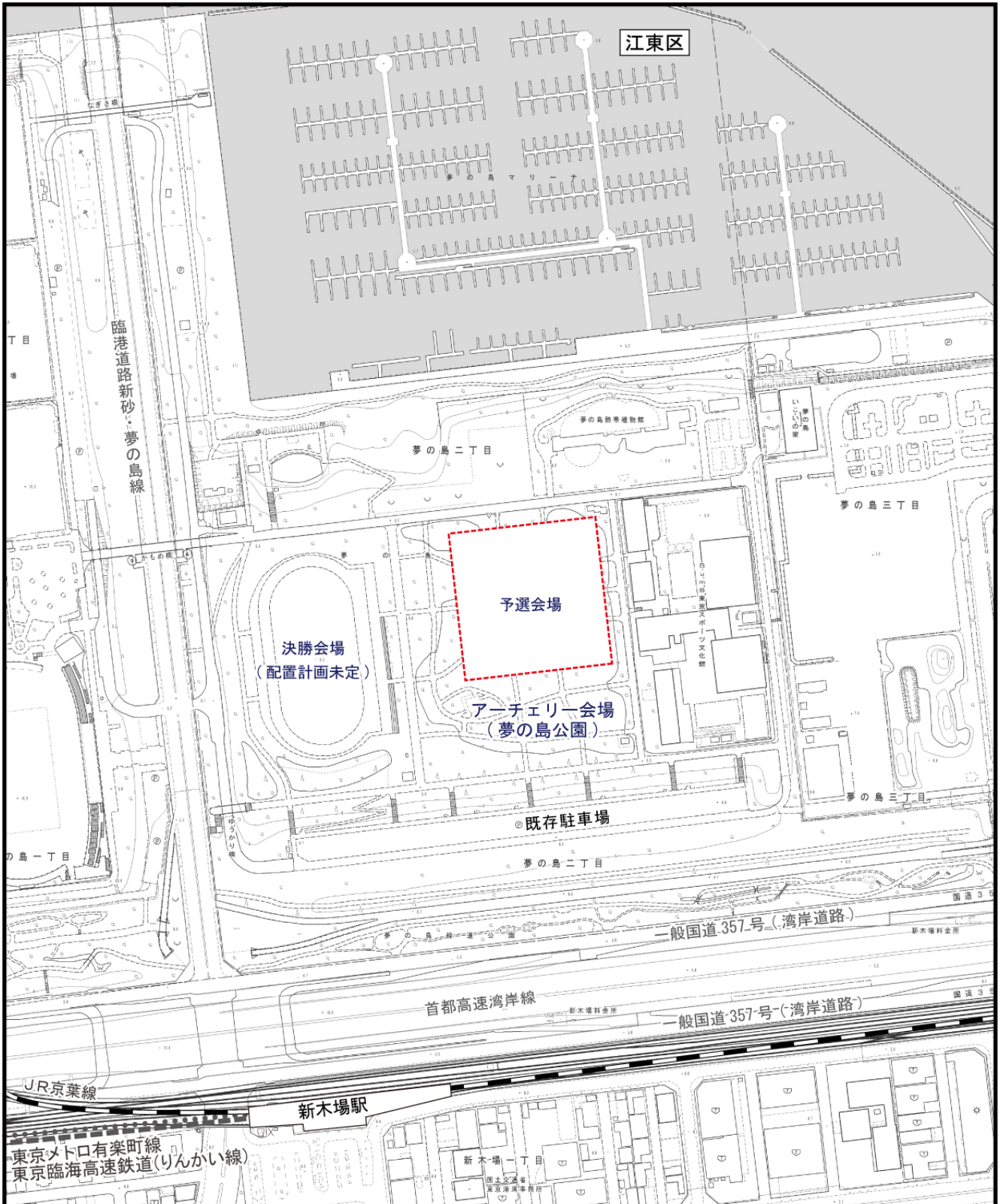
(3) 駐車場計画

本事業では、新たな駐車場の整備は行わず、図 4.2-2 に示す計画地南側の既存駐車場を利用する計画である。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅及びバス停から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-3 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、新木場駅（JR 京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）がある。新木場駅からは、臨港道路新砂・夢の島線を経て、既存のゆかり橋により計画地へアクセスする計画である。また、計画地最寄りのバス停は夢の島バス停であり、夢の島バス停からは既存のゆかり橋またはかもめ橋により計画地へアクセスする計画である。



凡例

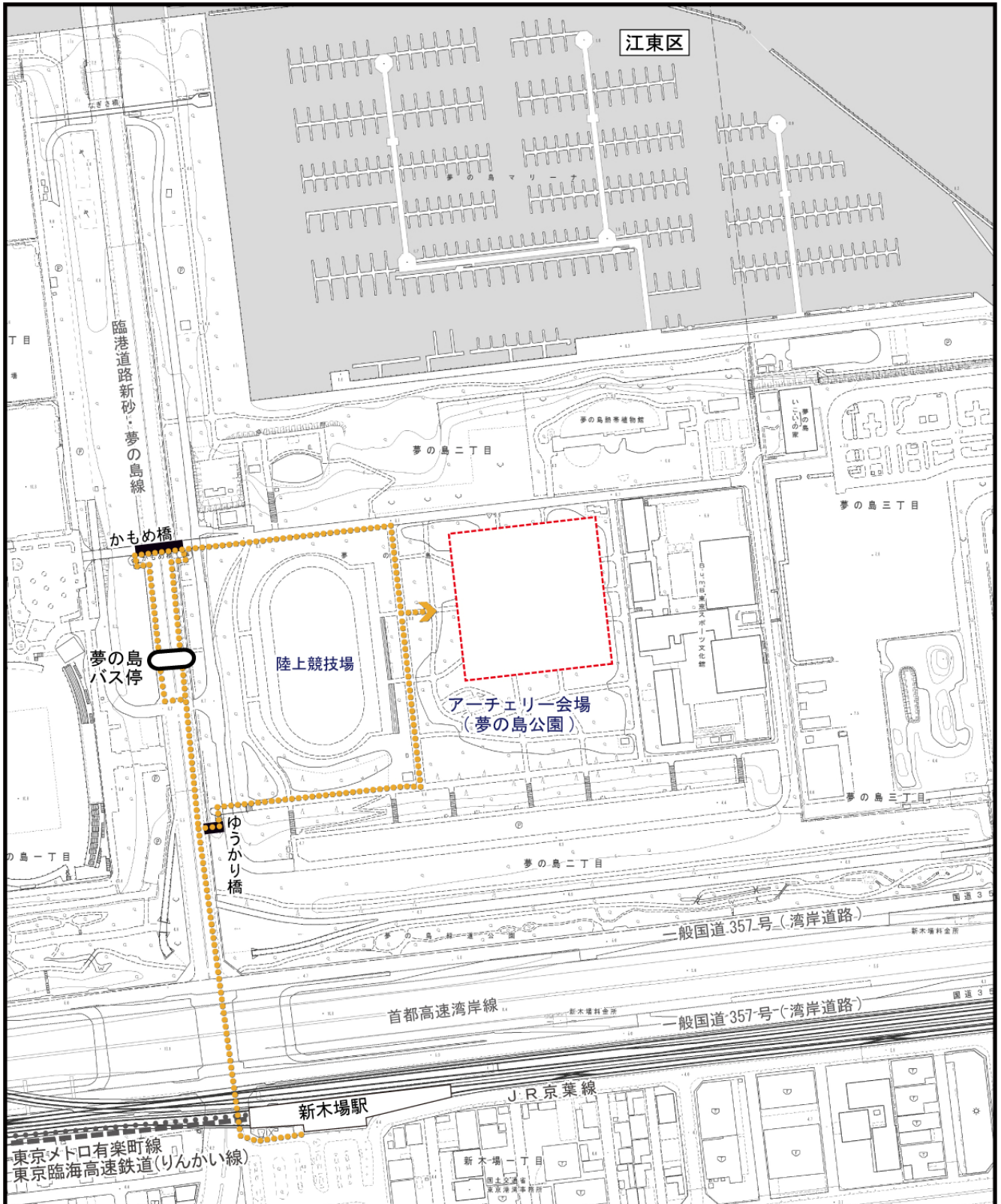
- 計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)
- 地下鉄



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 4.2-2 配置計画図



凡例

- 計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- 地下鉄
- 歩行者動線
- バス停
- 歩道橋



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 4.2-3 歩行者動線計画図

(5) 設備計画

本事業で整備する予選会場の競技用施設や工作物等の諸元が未定であるため、上水給水設備、電力設備、熱源設備等の計画は未定である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑についての考え方として、緑地空間としての機能の維持、外来種に関する対策による適切な生態系の保持、過密な植栽密度による視界閉塞を緩和することによる公園利用時の安全性の向上など、園内環境の向上に貢献するよう計画した。

このことから、計画地内に存在する樹木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキ、サクラ、トチノキ等の健全度が良好で樹形の良いものを中心に、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行うこととした。この結果、計画地内における樹木480本について、40本を移植し、440本を伐採する計画となった。なお、移植・伐採後は約17,000㎡の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。

また、移植先については、園内計画地南側に高密度に生育するトウネズミモチ⁴等の外来種を伐採し、スペースを確保する予定である。

⁴ トウネズミモチは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」（平成27年3月 環境省・農林水産省）において、総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）のうち、重点対策外来種に掲載されている。

4.2.5 施工計画

(1) 工事工程

本事業に係る盛土工事から予選会場整備工事までの工事期間は、平成 28 年度から平成 30 年度の 31 か月の工期を予定している。

工事工程は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 全体工事工程

工種/工事月	6	12	18	24	30	36
盛土工事	■					
盛土工事（養生）		■				
地盤修正工事				■		
樹木整理（移植・伐採）		■				
予選会場整備工事					■	
オーバーレイ工事 ⁵			(未定)			

(2) 施工方法の概要

1) 盛土工事

円形広場（周辺との高低差は最大で約 3m）に約 44,000m³ の盛土を行う。盛土に伴い、地盤沈下及び側方変位が生じる可能性があるため、養生期間を設けるとともに、変位測定を行う。

2) 地盤修正工事

地盤沈下及び側方変位による不足土分について、周辺地盤面と同レベルとなるよう盛土を行う。

3) 樹木整理（移植・伐採）

計画地内には約 480 本の樹木が存在する。このうち、ケヤキ、サクラ類、トチノキ等を中心に、樹木診断等により移植すると判断した約 40 本については、移植を行う。その他、低木や外来種、植栽が過密なエリア等を含む約 440 本については、伐採を行う。移植先については、園内計画地南側に高密度に生育するトウネズミモチ等の外来種を伐採し、スペースを確保する予定である。

4) 予選会場整備工事

予選会場のフィールド部について、約 17,000m² の張芝を行う。

5) オーバーレイ工事

大会時に使用する仮設の競技用施設や工作物等の設置を行うが、詳細な計画は未定である。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-4 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、臨港道路新砂・夢の島線を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、工事着工後 1～10 か月目の盛土工事であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 50 台/日程度を予定している。

⁵整備した予選会場フィールド部に、大会時に使用する仮設の競技用施設や工作物等を追加設置する工事

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-2 に示すとおりである。

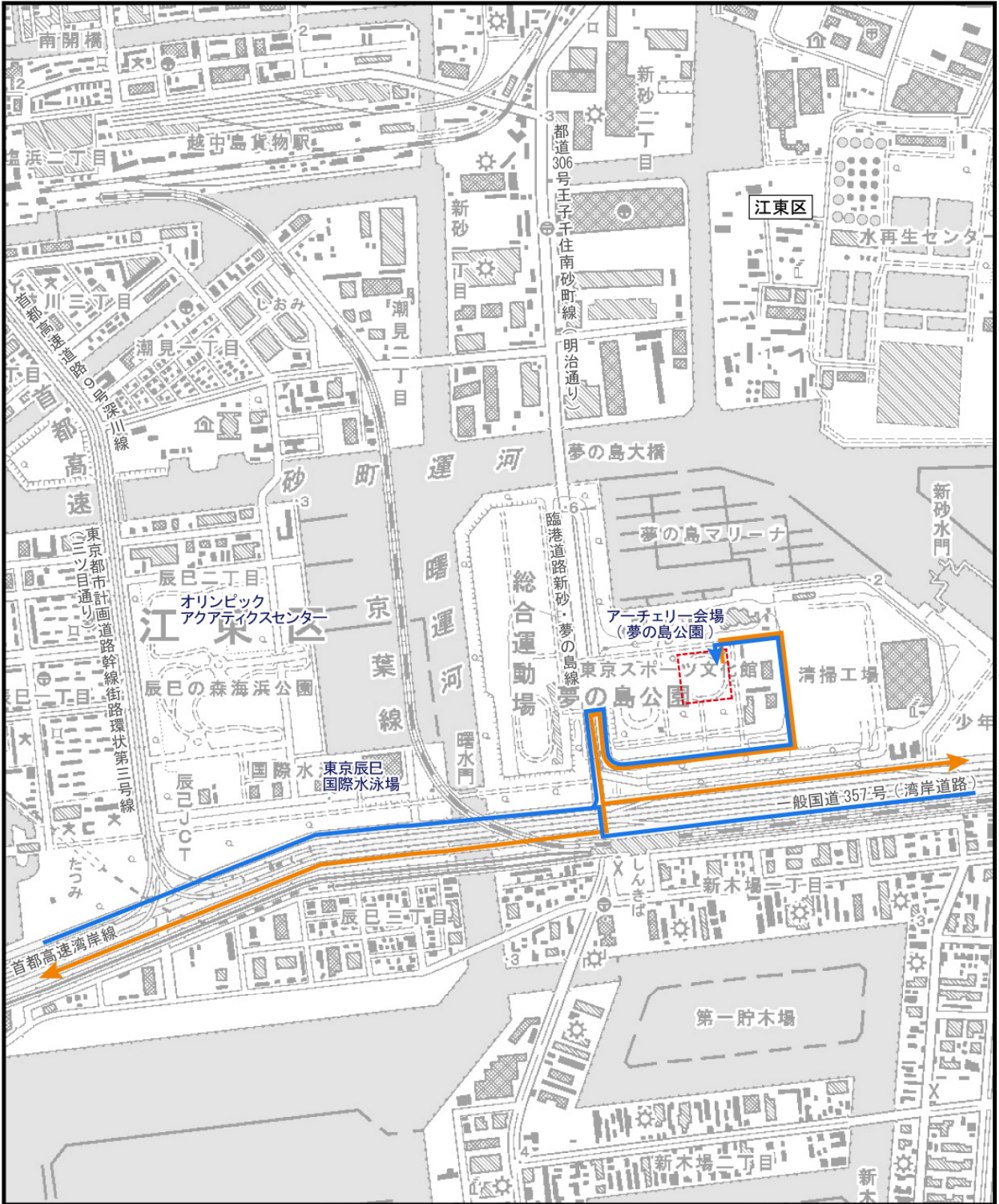
工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表4.2-2 主な建設機械

工 種	主な建設機械
盛土工事	バックホウ、ブルドーザー、振動ローラー
盛土工事（養生）	－
地盤修正工事	バックホウ、ブルドーザー、振動ローラー
樹木整理（移植・伐採）	バックホウ
予選会場整備工事	－
オーバーレイ工事	（未定）

4.2.6 供用の計画

本事業で整備する予選会場は、平成 31 年度のテストイベントまでに竣工する計画である。また、2020 年東京大会開催後には、様々なスポーツの機会を提供し、広く一般に供用する計画である。



凡 例

⬜ 計画地

➡ 工事車両集中ルート

➡ 工事車両発生ルート



Scale 1:15,000



図 4.2-4

工事車両の走行ルート

4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-5(1)～(5)に示すとおりである。

表4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内の既存樹木のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、移植を行う計画としている。 ・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である。 ・ 「平成27年度東京都環境物品等調達方針」(平成27年4月 東京都)を踏まえ、建設発生土等の有効利用を積極的に進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆ 市街地における豊かな緑の創出 ◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に生育する落葉広葉樹(ケヤキ、サクラ類、トチノキ等)のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所に移植する計画としている。 ・ フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。

表4. 2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
<p>東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)</p>	<p>・車種規制の実施及び流入排出基準適合へ転換促進、低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行ルートは、計画地までの交通安全への配慮のため主に一般国道357号（湾岸道路）を利用する。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設利用者、公園内散策コース利用者の安全を確保する。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 ・夢の島公園内は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。
<p>緑の東京計画 (平成12年12月)</p>	<p>・あらゆる工夫による緑の創出と保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。
<p>「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)</p>	<p>・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。
<p>みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)</p>	<p>・公共施設におけるみどりの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に生育する落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。

表4.2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
<p>東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の既存樹木のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、移植を行う計画としている。 ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である。 ・「平成27年度東京都環境物品等調達方針」(平成27年4月 東京都)を踏まえ、建設発生土等の有効利用を積極的に進める。
<p>江東区環境基本計画 (平成27年3月)</p>	<p>本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の既存樹木のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、移植を行う計画としている。 ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・盛土材について環境物品を利用するよう努める計画である。 ・「平成27年度東京都環境物品等調達方針」(平成27年4月 東京都)を踏まえ、建設発生土等の有効利用を積極的に進める。
<p>江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)</p>	<p>本計画の基本方針として、以下を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に生育する落葉広葉樹(ケヤキ、サクラ類、トチノキ等)のうち、樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を選定し、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹(トウネズミモチ)の生育箇所に移植する計画としている。 ・フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画としている。

4.3 アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の策定に至った経過

アーチェリー会場（夢の島公園）は、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックのアーチェリー会場として利用するため、公園内の円形広場南側の緑地部分に決勝会場を仮設、予選会場を新設する計画とされた。

東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととした。

会場再検討の結果、公園内に整備を予定していた夢の島ユース・プラザ・アリーナA及びBの新設を中止するとともに、夢の島競技場で実施予定であった馬術の競技会場を馬事公苑に変更したことから、公園全体で配置計画を見直すことが可能となった。そのため、公園の緑や利用者への影響に配慮し、公園全体で最適な施設配置について検討を行った結果、予選会場（新設）は円形広場の位置に、決勝会場（仮設）は陸上競技場の位置に配置することとなった。

4.4 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.4-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

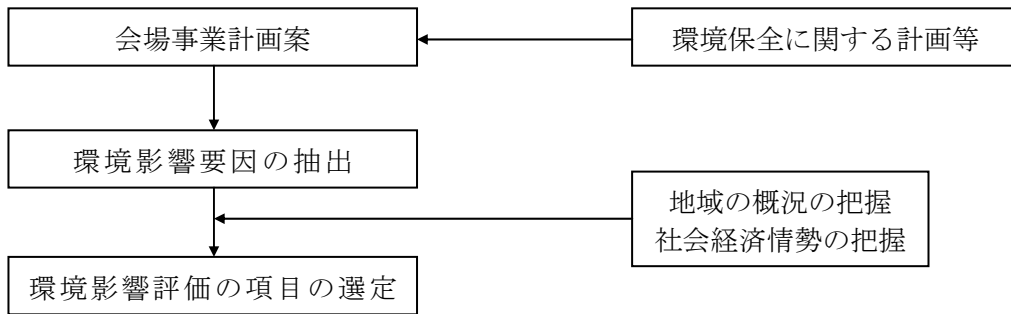


図 4.4-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、2020年東京大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.4-1 に示すとおり設定した。2020年東京大会の開催にあたっては、本事業で行う盛土工事のほかに、計画地及びその周辺に大会関連用の決勝会場等の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元が未定である。また、2020年東京大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表 8-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物等や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。また、本事業のうち、予選会場の競技用施設や工作物等のオーバーレイの計画についても、現時点では具体的な計画が未定であるため、開催後におけるこれらの施設等の持続的稼働に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、検討を行う。

表 4.4-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施	競技の実施に伴う影響	
	大会の運営	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響	
開催後	仮設工作物	解体工事	2020年東京大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	2020年東京大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書では対象としない環境影響要因を示す。

選定した環境影響評価の項目は、表 4.4-2(1)及び(2)に、選定した理由は、表 4.4-3(1)及び(2)に、選定しなかった理由は、表 4.4-4 に示すとおりである。

表 4.4-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		区分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
			施設の建設(仮設等除く)	工事用車両の走行(仮設等除く)	建設機械の稼働(仮設等除く)	建築物の出現(仮設等除く)	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度					○		○	○	
			・ アスリートへの影響の程度									
		水質等	・ 水質の変化の程度									
	・ アスリートへの影響の程度											
	土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
		・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無										
		・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度	○								
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○								
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度									
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度									
			・ 湧水流量の変化の程度									
生物・生態系		・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○									
		・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○									
	・ 水生生物相の変化の内容及びその程度											
	・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度	○										
	・ 生態系の変化の内容及びその程度	○										
緑	・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度											
	・ アスリートへの生物等の影響の程度											
生活環境	騒音・振動	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度	○									
		日影	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動							○		
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動						○			
			・ 建設機械等の騒音及び振動								○	
・ 会場設備等からの騒音及び振動												
・ 競技実施に伴う騒音及び振動					○							
アメニティ・文化	景観	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
		・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
		・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物										
		・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度										
		・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
		・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度										
	・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度											
自然との触れ合い活動の場	・ 圧迫感の変化の程度											
	・ 緑視率の変化の程度											
	・ 景観阻害要因の変化の程度											
自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	○										
	・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度			○						○		
	・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		○						○			

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け(■)は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け(○)は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 4.4-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		区分 環境影響要因 予測事項	開催前		開催中		開催後						
			施設の建設(仮設等除く)	工事用車両の走行(仮設等除く)	建設機械の稼働(仮設等除く)	建築物の出現(仮設等除く)	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働	
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度					○					
			・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度					○					
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度										
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度										
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度					○				○	
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○				○	○			○	
	温室効果ガス	エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○									
		温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度					○				○	
	エネルギー	エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度					○				○	
社会経済項目		土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度										
	地域分断	・ 未利用地の解消の有無及びその程度											
	移転	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度											
社会活動	スポーツ活動	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度											
	文化活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度											
参加・協働	ボランティア	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度											
	コミュニティ	・ ボランティア活動の内容とその程度											
安全・衛生・安心	安全	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度											
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度										
	衛生	・ 意識啓発のための機会の増減											
交通	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度					○						
	衛生	・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度					○						
		電力供給の安定度					○						
消防・防災	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度												
	耐震性の程度					○							
雇用	・ 津波対策の程度					○							
	防火性の程度					○							
経済	交通渋滞	・ 交通安全の変化の程度							○				
	公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度		○				○	○				
	交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○				○	○				
経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度											
	雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等											
	事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度											

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 4.4-3 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「水生生物相の変化の内容及びその程度」は、水生生物の生息地が計画地に存在しないため、予測事項としない。また、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は、計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないことから、予測事項としない。
緑	緑に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度」とする。
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」、「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」とする。
廃棄物	廃棄物を排出するおそれのある要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。
エコマテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。
公共交通へのアクセシビリティ	公共交通へのアクセシビリティに影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度」とする。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。

なお、調査計画書で施設の存在における予測事項として選定したものは、本書では施設の建設における予測事項とするとともに、今後、設備等の持続的稼働における予測事項として選定することを検討する。

表 4.4-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
大気等	<p>工事用車両の台数（概ね 50 台/日程度）が主な計画地周辺道路の現況交通量（都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）で約 27,000 台/日、一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線で約 142,000 台/日）と比べて僅かであること、工事用車両の走行が考えられる都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）と接続する臨港道路新砂・夢の島線沿道には、住居等が存在しないことから、工事用車両の走行による影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>また、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の寄与率はバックグラウンド濃度に対して僅かであり、影響はほとんどないと考えられる（資料編 p.1 参照）。</p>
水質等	<p>盛土工事に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。ただし雨水は公共用水域に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。</p>
土壌	<p>計画地は廃棄物処分場として昭和 42 年に竣工した埋立地に位置している。対象地は、埋立に伴う廃棄物層の上に、公園整備に伴う客土がなされた地中構造を有しているが、有害物質に汚染された土壌を埋立てた経緯はない。環境確保条例第 117 条第一項に基づく土地利用の履歴等調査の結果、計画地は昭和 53 年に夢の島公園として開園しているが、それ以前については土地利用はなされていなかった。その後、現在に至るまで、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。また、廃棄物の埋立により廃棄物層底面下の土壌に汚染のおそれがあるものの、本計画は盛土を行うものであり、廃棄物層底面下の土壌の改変を生じることはない。</p> <p>開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はない。このことから、土壌汚染のおそれはない。</p> <p>今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。</p>
水循環	<p>本事業は、昭和 40 年頃に竣工した埋立地に盛土及び張芝を行うものであり、水循環に影響を及ぼすおそれはない。</p>
騒音・振動	<p>工事用車両の台数（概ね 50 台/日程度）が主な計画地周辺道路の現況交通量（都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）で約 27,000 台/日、一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線で約 142,000 台/日）と比べて僅かであること、工事用車両の走行が考えられる都道 306 号王子千住南砂町線（明治通り）と接続する臨港道路新砂・夢の島線沿道には、住居等が存在しないことから、工事用車両の走行による影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>また、計画地周辺の影響範囲内（振動 100m、騒音 200m）には、住居等が存在しないことから、建設機械の稼働による影響はない。</p>
日影	<p>本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから、日影が影響を及ぼすおそれはない。</p>
景観	<p>本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから、景観に影響を及ぼすおそれはない。</p>
歩行者空間の快適性	<p>計画地は夢の島公園内に位置しており、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化は生じない。</p>
史跡・文化財	<p>計画地は夢の島公園内に位置しており、計画地内に史跡・文化財は存在しない。また、計画地は、昭和 40 年頃に竣工した埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。</p> <p>なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。</p>
水利用	<p>本事業では、予選会場の競技用施設や工作物等の計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、施設や工作物等の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。</p>
温室効果ガス	<p>建設機械の稼働に伴う温室効果ガスについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。また、本事業では、予選会場の競技用施設や工作物等の計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、施設の工作物等の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。</p>
エネルギー	<p>建設機械の稼働に伴うエネルギーについては、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。また、本事業では、予選会場の競技用施設や工作物等の計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、施設の工作物等の諸元も勘案し、改めて環境影響評価の項目の検討を行う。</p>

表 4.4-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
土地利用	計画地は夢の島公園内に位置しており、計画地内に自然地 ⁶ や未利用地は存在しないことから選定しない。
移転	計画地は夢の島公園内に位置しており、計画地内に住宅や店舗等は存在しないため、移転は生じない。
地域分断	計画地は夢の島公園内に位置しており、地域住民等の生活動線となる臨港道路新砂・夢の島線等の分断は生じない。
スポーツ活動	2020年東京大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	2020年東京大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	2020年東京大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	2020年東京大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	2020年東京大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから選定しない。
衛生	2020年東京大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	本事業は、予選会場のフィールドの盛土のほか、予選会場の競技用施設や工作物等の設置を行う計画であるが、建築物の新設は行わないことから選定しない。
交通渋滞	工事用車両の台数が現況交通量と比べて僅かであることから、工事用車両の走行による交通量及び交通流への影響は軽微である。
経済波及	2020年東京大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	2020年東京大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	2020年東京大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。

6 自然地とは、樹林地、草地(建築物その他の工作物の除却後、5年以上経過して自然が回復していると認められる土地を含む。)、農地、池沼又はこれらに類する状態にある土地をいう。(東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則 第50条)

4.5 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成26年2月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状態を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4.5-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 4.5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 生物の生育・生息基盤	<p>事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採、草地や土壌の改変が行われ、生物・生態系の賦存地が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。また、計画地周辺の生物の生育・生息基盤の改変は生じない。</p> <p>事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内に生育する在来種の落葉広葉樹の一部を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、移植先では落葉の堆積等が促進され、土壌動物等の生息環境や植物の生育基盤の創出機能が向上するとともに、周辺に残存する樹林帯と連続した樹林が創出されると考える。加えて、計画地内には事業の実施前と同様に新たに約17,000m²の張芝を行う計画としており、生物・生態系の賦存地の復元を図ることとしている。</p> <p>以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は一部減少するものの、計画地周辺も含めた公園内と、連続した樹林の創出箇所及び新たに張芝を行う箇所において生物・生態系の賦存地は維持され、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものとする。</p>
2. 生物・生態系	<p>事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採、草地や土壌の改変が行われ、動植物の生育・生息環境が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。また、計画地周辺の生物の生育・生息環境の改変は生じない。</p> <p>事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、事業の実施前と同様に新たに約17,000m²の張芝を行う計画としている。また、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画であり、外来種対策に寄与するとともに、公園内における動植物の生育・生息環境の改変は低減されると考える。</p> <p>以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は一部減少するものの、計画地周辺も含めた公園内の生物・生態系の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものとする。</p>
3. 緑	<p>事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採が行われ、約5,000m²の樹木が減少するが、予選会場を円形広場に配置し、公園内の既存樹木への影響を低減する計画としている。</p> <p>事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、計画地内の落葉広葉樹（ケヤキ、サクラ類、トチノキ等）のうち樹木診断等により移植すると判断した高木約40本を、園内計画地南側の外来種の常緑広葉樹（トウネズミモチ）の生育箇所に移植する計画としている。これにより、外来種に関する対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるのと同時に、過密な植栽密度による視界の閉塞を緩和することで、公園利用時の安全性の向上にも繋がるものとする。加えて、計画地内には事業の実施前と同様に新たに約17,000m²の張芝を行う計画としており、現状における公園内の開放的な緑地空間の機能は維持され、事業による影響を低減するものとする。</p> <p>以上のことから、計画地における植栽樹林は一部減少するものの、高木の移植や張芝による緑地空間の創出により、評価の指標（事業による影響の低減）は満足するものとする。</p>
4. 自然との触れ合い活動の場	<p>【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度】</p> <p>事業の実施により、計画地内の自然との触れ合い活動の場と遊歩道の一部は改変されるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。また、フィールドには約17,000m²の張芝を行う計画であり、新たな触れ合い活動の場が創出される。</p> <p>また、大会後にはアーチェリーを中心に様々なスポーツの機会を提供し、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると考える。</p> <p>以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）は満足するものとする。</p>

表 4.5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 自然との触れ合い活動の場 (つづき)	<p>【自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度】 事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両を極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。 以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p> <p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変わらない。また、夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。 以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p>
5. 廃棄物	<p>伐採樹木については、チップ化によるマテリアルリサイクルや、バイオマス燃料・ペレット等へのサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」における建設発生木材の平成27年度の目標値）を満足するものとする。</p>
6. エコマテリアル	<p>建設工事にあたっては、「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、建設発生土等の有効利用や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準として、「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の水準）を満足するものとする。</p>
7. 公共交通へのアクセシビリティ	<p>計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線を経て、既存のゆうかり橋により計画地へアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。 夢の島公園へのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定しアクセス経路を確保する。 したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、夢の島公園へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じない。 以上のことから、アクセス性が確保され、評価の指標（アクセス性が確保されていること）は満足するものとする。</p>
8. 交通安全	<p>計画地は、夢の島公園内に位置し、夢の島公園へのアクセス経路としては、新木場駅（JR京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）、東京メトロ有楽町線）から、臨港道路新砂・夢の島線より既存のゆうかり橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路、夢の島バス停から既存のゆうかり橋またはかもめ橋を渡り、夢の島公園内の園路を経てアクセスする経路がある。 夢の島公園へのアクセス経路は、工事用車両が走行する計画であるが、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり、公園内の園路等の道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。特に夢の島公園内の園路を走行する際は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。 以上のことから、工事用車両の走行に伴い、現況の歩車動線分離が変化することはなく、交通安全が確保され、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものとする。</p>

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（27都市基交第142号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成 28 年 1 月発行

登録番号 (26) 19

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案

概要版

(アーチェリー会場 (夢の島公園))

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会準備部施設輸送計画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

